

滝川市栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市街地の環境の整備改善を図るため、優良建築物等整備事業制度要綱（平成6年6月23日付け建設省住街発第63号建設省住宅局長通知。以下「制度要綱」という。）及び市街地再開発事業等補助要領（昭和62年5月20日付け建設省住街発第47号建設省住宅局長通知。以下「補助要領」という。）に規定する優良建築物等整備事業を施行する事業者に対して交付する滝川市栄町3-3地区優良建築物等整備事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、滝川市補助金等交付規則（昭和54年滝川市規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、制度要綱、補助要領及び規則において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市税を滞納していない事業者（複数の者が共同して事業者となる場合にあっては、当該共同して事業者となる全ての者）が施行する事業であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 制度要綱第2に規定する優良再開発型優良建築物等整備事業のうち、共同化タイプ又は市街地環境形成タイプの事業であること。
- (2) 市が定める滝川市栄町3-3地区市街地総合再生計画（以下「総合再生計画」という。）に規定する滝川市栄町3-3地区において優良建築物等を整備する事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、補助要領に定める国の補助金の額の算定の例により算出するものとする。ただし、消費税相当額は、当該補助対象経費の額から除くものとする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、予算の範囲内において、前条の規定により算定された補助対象経費の額の3分の2以内の額の補助金を当該事業の事業者に対して交付することができる。

(建築物及び敷地の基準等)

第6条 補助金の交付対象となる建築物及び敷地は、制度要綱第4に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 補助金の交付対象となる建築物の用途は、総合再生計画に定める栄町3-3地区整備方針に合致するものでなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(事前協議)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、あらかじめ事前協議申請書（別記第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査した上で補助対象事業としての適否を事前協議審査結果通知書（別記第2号様式）により事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 前条第2項の規定により補助対象事業として適当と認められた事業者が当該事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、年度ごとに補助金等交付申請書（規則別記第1号様式）に市長

が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金等交付決定通知書(規則別記第2号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定しようとする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、同項の規定により補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容若しくは事業費を変更し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業変更等承認申請書(別記第3号様式)を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であるとして市長が認めるものは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、当該補助事業の変更等の承認を決定し、補助金交付決定変更等通知書(別記第4号様式)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(事業の着手)

第11条 補助金の交付を受けようとする事業者は、第9条第1項(前条第1項の規定による市長の承認を受ける場合にあつては、第9条第1項及び前条第2項)の規定による通知を受けた後でなければ、当該補助事業に着手してはならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書(規則別記第4号様式)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出期限は、当該補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日が属する年度の末日のいずれか早い日とする。

3 補助事業者は、毎年度各四半期(第4四半期を除く。)ごとに補助事業の遂行状況を補助事業遂行状況報告書(別記第5号様式)により当該期間経過後5日を経過した日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による報告があったときは、補助事業等実績報告書の内容の審査その他の必要な検査を行い、当該補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(別記第6号様式)により当該補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付の請求)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長の承認を受けなで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業の施行に関する証拠書類、帳簿等を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の末日から5年を経過した日まで保存しておかなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を目的外に使用したとき。
- (3) 規則及びこの要綱並びに補助金の交付の条件に違反したとき。

(施行細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。